

質 問 書(回答)

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 1 月 22 日

「全世界スマートシティアプローチの適用性に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2021 年 1 月 6 日/公示番号:20a00937)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 3 頁 (4) 共同企業体の結成の可否	<p>「共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。</p> <p>なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。」とはどのような意味でしょうか？代表者以外の構成員も実施体制に含めることができるということでしょうか。共同体企業の中で主幹企業を決める必要があるのでしょうか、それとも共同体内の企業同士は対等な関係であり、そのうち1つの企業が貴機構との窓口になるという意味でしょうか。</p>	<p>共同企業体代表者以外の構成員も実施体制に含めることが可能です。但し、業務主任者が所属する競争参加者を主幹企業(代表)として下さい。契約締結に際しては、代表者以外の構成員企業も署名しますが、当機構との契約交渉・契約締結は、共同企業体代表者が主体となって行います。その意味で、単なる窓口的な機能とは異なります。</p> <p>なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、企画競争説明書 P3(2)積極的資格要件の「全省庁統一資格」や「日本登記法人」を求めません。</p>
2	企画競争説明書 4 頁 7. プロポーザル等の提出	<p>PDF での提出ということですが、最終的に PDF であれば、Word、Power Point のどちらで作成しても問題ないでしょうか。</p>	<p>プロポーザルについては、最終的に PDF でのご提出であれば、Word、Power Point のいずれで作成しても問題ありません。見積書については、極力エクセルファイルでのご作成をお願いします。見積書も、ご提出は PDF でお願いします。</p>

3	企画競争説明書 5 頁 8 プロポーザル評価と契約 交渉権者決定の方法	プロポーザルの評価点は最大で100 点と理解しておりますが、価格点につ いては本件では最大で、2.5 点の加点 ということによいでしょうか。プロポーザ ル評価点最大100点、価格点最大 2.5 点というウェイトで良いでしょうか。	本案件の場合、若手育成加点はありませんので、企画競争説 明書 P5 に記載のとおり、プロポーザル評価点の合計の差が 第 1 位の者の点数の 2. 5 %以内であれば、見積価格が最も 低い者に価格点として 2. 5 点を加点し、その他の者に最低 見積価格との差に応じた価格点を加点します。
4	企画競争説明書 9 頁 プロポーザル作成に係る留 意事項	プロポーザル全体のページ数制限はあ りませんでしょうか。「1)及び2)を併せた 記載分量は、20ページ以下としてくだ さい。」とありますが、この部分のみペ ージ制限があり、プロポーザル全体で のページ数制限はないという理解で良 いでしょうか。 また 1 頁における字数制限などはござ いますか。たとえばパワーポイントで作 成した場合とWordで作成した場合で は文字数が大きく異なることが予想さ れますが、それに関する規定がござい ますか。	プロポーザル全体のページ数制限はありません。プロポーザル は、A4 版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの 行数を35行程度とします。(「コンサルタント等契約におけるプロ ポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」P8をご参照下さい。)
5	企画競争説明書 9 頁	プロポーザルに追加して、参考情報や 資料を追加することは可能でしょうか。 例えば、現状におけるスマートシティへ の理解や調査情報などを想定しており ます。	プロポーザルの添付資料として、参考情報や 資料を追加する ことは可能です。その場合でも、プロポーザル自体は一つの PDF として纏めていただけるようお願いいたします。(PDF の中に 追加資料を含めて下さい。)
6	企画競争説明書 9 頁 プロポーザル作成に係る留 意事項	・作業計画と要員計画はどのように異 なりますでしょうか。 ・「実施設計・施工監理体制」について	・「作業計画」は、各業務項目に基づく作業事項について、フロー チャートに対応させて時系列に記載いただくものです。「要員計 画」は、作業計画を実行するために必要な要員計画を、企画競

		「無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ」とございますため、本件では該当しないということよろしいでしょうか。	争説明書に記載された業務従事者の構成(案)も参考に作成いただくものです。いずれも所定の様式がありますので、HPに掲載されている「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」を参照下さい。 ・「実施設計・施工監理体制」については、ご理解のとおりです。
7	企画競争説明書 9頁 (1)コンサルタント等の法人としての経験、能力 2)業務実施上のバックアップ体制等	バックアップ体制とはどのような意味でしょうか。顧問や専門家といった協力者とのネットワークと理解して良いでしょうか。	有識者による業務支援体制といった技術的な内容を意味しません。競争参加者である法人内の体制、外部の有識者等による支援体制、また海外におけるバックアップ体制がある場合は、支援を受ける具体的な内容と併せて、現地連絡員等の情報も記載下さい。左記に記載の「顧問や専門家等の協力者・支援者とのネットワーク」も該当します。詳細は、前述の 6.に記載の「プロポーザル作成ガイドライン」P2 をご参照下さい。
8	企画競争説明書 9頁 (3)業務従事予定者の経験、能力	業務主任者の他に業務従事者はプロポーサルには何名まで記載する必要がありますでしょうか。評価対象となるのは業務主任者の他に業務従事者2名のみという理解でよろしいでしょうか。	業務従事者の人数に特に上限は設けていませんが、本案件の総業務量の目安である約25M/M を勘案しつつ、効率的な業務従事者人数のご提案をお願いします。ご提案を基に技術評価を行います。 なお、評価対象者は、ご理解のとおり、業務主任者及び業務従事者2名の合計3名です。
9	企画競争説明書 9頁 (3)業務従事予定者の経験、能力	類似実績については、各主任者、予定者について、以下が求めています。これは行政機関からの委託案件等が想定されますか。それとも民間企業向けの下記のような調査実績でも類似実績として認められますか ・ スマートシティコンセプト・計画策定、都市開発に関連する調査業	当該分野の案件の実績であれば、発注元は行政機関・民間企業の別は問いません。

		<p>務、アドバイザー業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発、街づくりにおける行政体・組織の設立支援、アドバイザー業務 ・ 都市開発・都市計画に関連する調査業務 ・ スマートシティで用いられるIT技術、ICT技術に関する調査 	
10	企画競争説明書 9 頁 (3)業務従事予定者の経験、能力	「業務従事者:担当分野 都市行政/推進体制・協議会」については「語学能力」、「対象国又は同類似地域」にて「評価せず」と記載がありますが、本件では評価対象ではないということでしょうか。	「都市行政/推進体制・協議会」の担当分野の方に関しては、「語学能力」「対象国又は同類似地域」については評価しません。
11	企画競争説明書 9 頁 (3)業務従事予定者の経験、能力	担当分野の中の「推進体制・協議会」とは具体的にどのような分野でしょうか。推進体制や協議会の構成、政策提言などに関する経験・能力という認識でよろしいでしょうか。 また同じく都市課題についての経験・能力についてもどのようなものでしょうか。	「推進体制・協議会」については、都市開発を進めていく上でのステークホルダーの巻き込みや合意形成、協議会の設置・運営に係る経験・能力を指しています。 「都市課題」については、都市の抱える諸課題を現況の都市の特性や将来予測に基づいて分析し、解決のための方策(計画、施策、管理・運営方法等)を検討・実施することに係る経験・能力を指しています。
12	企画競争説明書 10 頁 (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置	自社の顧問として業務に従事していた技術者は「専任の技術者」として認められますでしょうか。また同じく自社の契約社員として業務に従事していた技術者は「専任の技術者」として認	企画競争説明書 P10 に記載のとおり、貴社の経営者または貴社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」としていますので、貴社の顧問また貴社の契約社員についても該当します。但し、両者とも、もしも複数の法人と雇用関係にある場合には、貴社から主たる賃金を受ける雇用関係にあることをプロポーザル提出時

		められますでしょうか。 「専任の技術者」として認められる雇用関係の規定が貴機構でありましたら、その規定をご教示ください。	にご提示いただく必要があります。 「専任の技術者」として認められる雇用関係の規定は特になく、企画競争説明書 P10 に記載の条件に照らして、当機構にて判断することとなります。
13	企画競争説明書 17 頁 (6)有識者の関与	具体的な学会や団体、有識者を提案書で自由に提案するということが良いでしょうか。またこの有識者の提案については評価項目に含まれますでしょうか。	企画競争説明書に記載の通り、具体的な学会や団体、有識者について提案書で自由に提案してください。提案いただいた学会や団体、有識者に実際に関与いただくかどうかは契約後弊機構との間で協議し、打診を行います。 提案内容については「業務実施方針」の一部として評価項目に含みます。
14	企画競争説明書 17 頁 (7)招へい事業の実施	具体的な招聘予定者を提案書にて記載するという理解で良いでしょうか(組織名、部署、名称等)。実際の実施段階では、招聘者へのアプローチにあたり、JICA からの協力が得られますでしょうか。また、招聘にかかる費用(航空券、宿泊費等)は本委託業務に含まれますでしょうか。	具体的な招へい対象の候補者については提案書に記載いただく必要はありませんが、招へいの際に視察いただく日本国内の訪問先(機関・自治体、企業名等)あるいは実践事例について提案ください。 実際の実施段階では招へい者へのアプローチに当たり弊機構からの必要な協力は行います。(現地事務所からの公式依頼文書発出など) 招へいにかかる費用のうち、「実施業務」に係る費用を本委託業務に含めてください。それ以外の受入れ業務(航空券、宿泊費等)、監理業務は JICA で対応します。 コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2017 年版)をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/announce/information/20191011.html 「実施業務」は以下の業務となります。 ・来日候補者の人選(原則 JICA が人選を行うが、人選に関してアドバイスを求める場合がある) ・来日日程・カリキュラムの作成

			<ul style="list-style-type: none"> ・講師・面談者、見学・実習先等の手配 ・カリキュラムに係る関連資料(教材、参考資料)等の作成 ・来日者への来日前説明(日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等) ・来日カリキュラム(講義、実習、視察・見学、面談等)の実施 ・実施報告書の作成
15	企画競争説明書 18 頁 (7)招へい事業の実施	ASEAN 各国の都市関係者とは具体的にどのような方でしょうか。例えばスマートシティを含む当該都市の都市整備計画を管轄する省庁の責任者、また民間企業にて実際に当該国でスマートシティ整備事業に携わっている責任者の方などが想定されるかと存じますが、貴機構にて想定されている関係者とはどのような地位にある方なのかをご教示ください。	調査対象となる都市の自治体で都市開発・都市計画やスマートシティ推進に関わる自治体職員(管理職または担当職員レベル)、中央省庁でスマートシティ推進に関わる職員等を想定しております。基本的には、先方政府関係者(中央政府、地方政府)を対象として想定しています。
16	企画競争説明書 18 頁 (7)招へい事業の実施	ASEAN10 か国から各国2~3名程度の関係者を招へいするとございますが、これは 17 頁 第3 3. (5)調査対象国・地域 において「仮説の検証を目的とした現地調査」を行うASEAN10 か国のうちの 2~3 か国から関係者を招へいするという意味でしょうか、それとも現地調査の対象であるか否かを問わず、ASEAN10 か国全てから招へいする(各国2~3名ですと、全体で20~30	招へいについては、ASEAN10 か国全てから2~3名程度を招へいするとの意味です。

		<p>名程度)という意味でしょうか。</p> <p>例えば、2 か国を現地調査の対象国として定めた場合、当該2 か国から4~6名を招へいするという意味でしょうか。</p>	
17	<p>企画競争説明書 18 頁</p> <p>(7)招へい事業の実施</p>	<p>招へい事業を行う際の行動プログラム、実際に見学を行ってもらう場所などはプロポーザルにて提案するものでしょうか、それとも貴機構等が定めるものでしょうか。また招へいした皆様の誘導、送迎等各種の対応は受託者が行いますか、それとも貴機構が行いますか</p>	<p>招へい事業を行う際のプログラム、視察先等はプロポーザルにて提案をお願いいたします。現時点では行程表レベルの詳細な記載の必要はございません。</p> <p>日本滞在中の誘導・送迎等は前述のガイドラインに基づき、監理業務として JICA 側が別途契約する団体が実施します。</p>
18	<p>企画競争説明書 24 頁</p> <p>2. 業務量の目途と業務従事者の構成</p>	<p>業務量の目安は約25M/M であると記載がございますが、プロポーザルにて提案する要員計画では、評価対象となる3名(業務主任者/業務従事者2名)の他にも必要人月と構成分野を加味して要員を加えることは可能でしょうか。また人員数の条件はございますか。</p> <p>もし人員数の上限がある場合は、どの人数までの人件費を経費として計上することが可能でしょうか。またもし上限がない場合は、同じくどの範囲まで人件費を経費として計上することが可能でしょうか。</p>	<p>企画競争説明書 P24 「(2)業務従事者の構成(案)」に記載の、全体で10名の構成(うち3名が評価対象)を当機構の案として提示していますが、必要に応じて要員を追加いただくことは可能です。</p> <p>業務従事者の人数に特に上限は設けていませんが、本案件の総業務量の目安である約25M/M を勘案しつつ、効率的な業務従事者人数のご提案をお願いします。上限を超えた業務量の提案も可能ですが、同業務量の提案を基に技術評価を行うことをご理解ください。また、人件費を計上せずに要員数や業務量を提案する場合は、同要員や業務量について自社負担とすることを明記ください。</p>

19	企画競争説明書 24 頁 2. 業務量の目途と業務従事者の構成	見積に含める人件費については、もし要員の人数の上限がない場合は、全員分の経費を計上することができるという認識でよろしいでしょうか。 また、もし要員の人数の上限がある場合は、何人までを経費計上できるかをご教示ください。	全員分の経費を計上可能ですが、本案件の総業務量の目安である約25M/M を勘案しつつ、効率的な業務従事者人数での経費計上のご提案をお願いします。
20	企画競争説明書 24 頁 2. 業務量の目途と業務従事者の構成	貴機構の想定として主任者およびその他の業務従事者の格付け(それぞれ 2号、3号)が定められていますが、大学を卒業した後の期間を検討した結果、それ以上の格付に相当する人材をアサインする場合、2号、3号以上の格付における人件費で経費を計上することは可能でしょうか。	当機構が本案件で想定している評価対象者の格付け(2号、3号)は目安であるため、それより上位の格付けを提案されることも可能ですが、その場合には、プロポーザルにおいて、提案理由を明記下さい。ご提案内容と理由を踏まえた上で、技術評価を行います。
21	企画競争説明書 24 頁 2. 業務量の目途と業務従事者の構成	業務従事者の格付において、大学卒業後の期間によって格付が決められておりますが、年齢の上限はございますか	年齢制限はございません。HP の下記サイトの「よくある質問」に記載のとおり、年齢については「成年以上」としています。 https://www.jica.go.jp/announce/beginner/application/faq.html
22	企画競争説明書 25 頁 5. 現地再委託 6. 本邦再委託	再委託経費は見積に含めるという内容がございましたが、再委託先の人員も貴機構が定める人員の格付による人件費の形状の規定を受けますか。	再委託先の人員については、格付の確認・認定は行っておりません。
23	企画競争説明書 25 頁 5. 現地再委託 6. 本邦再委託	本邦に本社がありますが、現地にも拠点を有しており、現地における調査業務を再委託したい場合、これは現地再委託の扱いとなりますか、それとも本邦	現地再委託の取り扱いとなります。

		再委託先の扱いとなりますか。	
24	P.5 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法 (1) 評価対象業務従事者について 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野	「業務主任者／都市計画／スマートシティ」とありますが、P.9, 24 では「業務主任者／都市開発／スマートシティ」なっております。 どちらの担当業務が正しいでしょうか？	企画競争説明書の記載に不備があり、失礼いたしました。 正しくは「業務主任者／ 都市開発 ／スマートシティ」です。
25	P.20 (12) 招へい事業の実施	招へい事業を担当する業務従事者ポジションおよびポジションの割り当てMM の目安についてご教示いただけますでしょうか？	業務従事者の構成(案)では、招へい事業担当の要員を特に示しておりません。招へい事業をメインで担当いただくポジションが必要とご判断される場合、全体業務量 25M/M の範囲内で人員を追加いただくことは可能です。全体業務量が変わらない範囲であれば、M/M の指定はありません。
26	P.20 (12) 招へい事業の実施	招へい事業にかかる費用について、本見積・別見積のどちらに計上すればよろしいでしょうか？	本見積としての計上をお願いします。
27	P.22 5. 報告書等(成果品)	ITR が 6 月中旬提出と、業務全体の中で早いタイミングが提示されております。これは先方政府の要請等を踏まえたスケジュールリングでしょうか？ 上記スケジュールとなった理由について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか？	前半の調査の結果を踏まえて、JICA と受注者の間で協議を行い、現地調査対象都市の決定や招へい事業の準備に余裕を持って進めるようにすべく、早い時期に前半調査の取り纏めの期限を設けさせていただいています。

28	P.25 6. 本邦再委託	「再委託によって効率的・効果的に実施できる業務があればプロポーザルにて提案すること。」とありますが、本邦再委託先が企業ではなく、一般社団法人等でも再委託を行うことは可能でしょうか？ また、 計上する際は本見積・別見積のどちらに計上すればよろしいでしょうか？	一般社団法人等に再委託を行うことは可能です。 また、計上の際には、本見積としての計上をお願いします。
----	------------------	--	---

以上